

青森県報

第三千八百六十二号

平成二十六年
六月三十日
(月曜日)

目次

告 示

青森県景気ウォッチャー調査の実施	(統計分析課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会計管理課)	二

公 告

平成二十五年度の行政文書の開示の状況の公表	(総務学事課)	二
平成二十五年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(中南部地域 民局)	四
右 同	(三八地域 民局)	五
出先機関	(同)	五
道路の位置の指定	(上北地域 民局)	五
公安委員会	(同)	五
警備員等の検定の実施	(生活安全 企画課)	五

告

示

青森県告示第五百二十八号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平

成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

景気の現状に対する判断、三か月前と比べた景気の現状に対する判断及びその理由、三か月後の景気の先行きに対する判断及びその理由、消費税増税による駆け込み需要に対する判断及びその理由、消費税増税による消費減退に対する判断及びその理由並びに消費税増税による消費減退の回復時期に対する判断及びその理由に係る事項の報告を求める。

四 報告を求める者

経済活動の動向を敏感に観察できる適当な業種に従事する百名

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接報告者に郵送で配布し、記入済調査票を郵送又はFAXで回収する
自計調査の方法とする。

六 報告を求める期間

調査は、調査月(一月、四月、七月及び十月)の一日から同月の十五日までの間において行う。

青森県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月二十九日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	弘前鱒ヶ沢 線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田二九五から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢一八七の一 まで	前 後	一七・九四メートルから 五〇・五九メートルまで 一七・九四メートルから 五〇・五九メートルまで 一八・一五メートルから 二三・〇〇メートルまで	三〇八・〇〇メートル 三〇八・〇〇メートル 三三八・〇〇メートル	

青森県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
県道弘前鱒ヶ沢 線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田二九五 から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ 沢一八七の一まで	平成二六・七一
県道むつ尻屋崎 線	下北郡東通村大字岩屋字往來一五三の四〇か ら 下北郡東通村大字尻屋字八峠二の五まで	"

青森県告示第五百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森農業協同組合中央南支店

青森市大字野木

を

青森農業協同組合中央南支店

青森市筒井一丁目

に改める。

公 告

平成二十五年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十五年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況（件）				
		処理	不開示	不開示部分	却下	取下げ検討中

知事	1,862 (8)	1,532 (7)	198 (1)	8	1	103	20
病院事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
議会	6	2	4	0	0	0	0
教育委員会	35 (1)	24	10 (1)	0	0	0	1
選挙管理委員会	8	3	4	0	0	1	0
収用委員会	1	0	1	0	0	0	0
警察本部長	124 (1)	7 (1)	110	9	1	0	2
公立学校(青森県立保健大学)	1	1	0	0	0	0	0
計	2,041 (10)	1,573 (8)	327 (2)	17	2	104	23

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計17件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは9件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
6 (3)	0	0 (2)	0	0 (1)	0	6

注 ()内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

平成二十五年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成二十五年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 川 塚 卓 郎

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	62 (1)	52 (1)	8	1	0	1	0
教育委員会	3	0	3	0	0	0	0
人事委員会	3	3	0	0	0	0	0
公安委員会	2	1	1	0	0	0	0
警察本部長	32 (5)	1	24 (5)	8	0	0	0
計	102 (6)	57 (1)	36 (5)	9	0	1	0

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

- 2 不開示の計9件中、開示請求に係る保有個人情報保有していないことを理由とするものは9件である。
- 3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

□ □頭による開示請求の件数

実施機関件数	
知事	75
病院事業管理者	16
教育委員会	11,383
人事委員会	60
警察本部長	132
公立学法人青森県立保健大学	182
地方独立行政法人青森県産業技術センター	3
計	11,851

- (2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況
訂正請求は、なかった。
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況
利用停止請求は、なかった。
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)				
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
開示決定等に係るもの	1	0	0	0	0	1
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0

利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0
--------------	---	---	---	---	---	---

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。
- 2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項
- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
12	12	0

- (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

建設業法の施行の取組

建設業法（昭和二十四年法律第百四号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業法の施行を取り進めたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 建設又は名称 三十二工務所
- 二 代表 三ノ 裕出
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北一丁目七の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二一九号
- 五 取得年月日 平成二十六年六月二日
- 六 取組上に関する建設業の施行

建築工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 内村建設株式会社

二 代表者の氏名 内村 修久

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字糠塚字大開二〇の五一

四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第一二六一号

五 取消年月日 平成二十六年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市日の出二丁目九四の 一〇、九四の一三四四及 び九四の一三四八	一・二二一・一メー トル	六・〇〇メートル	平成 二六・六・二九

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十六年六月三十日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十六年十月二十五日（土）午前九時から午後四時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関する事
- (3) 雑踏の整理に関する事
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

(二) 実技試験

- (1) 雑踏の整理に関する事
- (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

- (一) 受付期間
平成二十六年九月一日(月)から同月十九日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)
- (二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間
- (三) 受付の締切り
検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員で

あるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万三千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具、運動靴を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	